平成２８年（フ）第１２９号
北海道登別市新川町４丁目21番地12
債務者　寺嶋　　忍（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
北海道帯広市西10条南28丁目４番地12　ルミエール412Ｅ号室
債務者　宮崎　智子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
岩手県八幡平市大更第22地割264番地１
債務者　四戸　正人
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２６号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅612号
債務者　先崎　貴紀
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８５号
兵庫県加西市繁昌町232番地　福山通運（株）寮社宅404号
債務者　小林　和巳
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１２２号
山口県宇部市北小羽山町２丁目５番５－305号小羽山市営住宅
債務者　林　　由基
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１２３号
山口県宇部市北小羽山町２丁目５番５－305号小羽山市営住宅
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２５４号
香川県高松市西宝町１丁目８番41－301号
市住
債務者　中北　　満
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６１号
香川県高松市木太町1143番地１　ローズシャルムハスイ406
債務者　大畑　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８号
福岡県大牟田市天道町58番地１　Ｍハイツ大牟田Ｂ棟101号
債務者　宮崎　康一
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第５９号
福岡県大牟田市本町５丁目８番地21　リッツドミール201号
債務者　図師　眞弓
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１２６号
長崎県諫早市貝津町2459番地１
債務者　一瀬真知子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
長崎県諫早市高来町黒新田384番地
債務者　宅島　　潤
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
長崎県諫早市高来町黒新田384番地
債務者　宅島　美佳
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿屋市下祓川町2022番地２　県営下祓川団地５棟41号
債務者　溝川　将樹
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目４番４号　おれんじハイツ105号室
債務者　笹島　直隆
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第６２１号
仙台市若林区石名坂57番地の４
債務者　菊池　麻衣
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係